

安心して生活できるまちをつくるために 町田市地域防災計画を修正しました

☎ 防災安全課 ☎724-3218 FAX050-3085-6519

市は、このほど、「町田市地域防災計画」を修正しました。また、災害時協力協定の新たな締結、応急給水施設の新設など、市の防災対策に関するさまざまな動向がありましたので、お知らせします。

「町田市地域防災計画」は、4月末頃から市政情報課(市庁舎1階)で本編1400円、資料編1100円で販売するほか、町田市ホームページでもご覧いただけます。

「地域防災計画」とは

国の「災害対策基本法」に基づき、災害から市民の生命と身体、財産を守るための「予防対策」、「災害時の応急・復旧対策」、その後の「復興対策」について、実施体制や方策を定めた、市の防災行政の基本となる計画です。地域防災計画には、市民の皆さんの防災活動についても定められています。

市ではこの計画を、1968年に策定してから、大きな修正事項がある度に改定してきました。

修正にあたっての視点

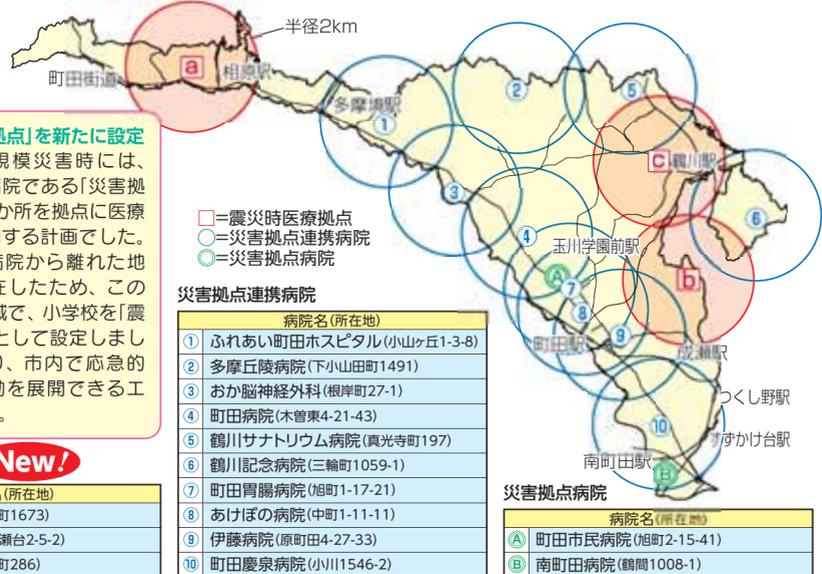
今回の計画修正に先立ち、次のような課題や出来事がありました。これらを解消・対応するという視点で、「町田市地域防災計画」を修正しました。

- I 既存の対策の補強**
 - ・災害医療の拠点から離れた地域への対応
 - ・避難施設から離れた地域への対応
- II 近年の災害からの教訓**
 - ・2013年10月 伊豆大島土砂災害
 - ・2014年 2月 関東甲信越地方大雪被害
 - ・2014年10月 台風18号・19号被害
- III 法改正等への対応**
 - ・2013年6月 災害対策基本法等改正
 - ・2014年7月 東京都地域防災計画修正
 - ・2014年9月 避難勧告ガイドライン

【地域防災計画修正の主なポイント】

1 災害医療対策を強化します

災害拠点連携病院・震災時医療拠点・災害拠点病院の位置図
市内で、拠点から2km圏内にカバーできるエリアが広がります。



1. 「震災時医療拠点」を新たに設定

これまで大規模災害時には、市内の中規模病院である「災害拠点連携病院」10か所を拠点に医療救護活動を展開する計画でした。しかし、当該病院から離れた地域が一部に存在したため、この度、新たに3地域で、小学校を「震災時医療拠点」として設定しました。これにより、市内で応急的な医療救護活動を展開できるエリアを広げます。

震災時医療拠点 New!

学校名(所在地)
a 相原小学校(相原町1673)
b 成瀬台小学校(成瀬台2-5-2)
c 大蔵小学校(大蔵町286)

災害拠点連携病院

病院名(所在地)
① ふれあい町田ホスピタル(小山ヶ丘1-3-8)
② 多摩丘陵病院(下小山田町1491)
③ おか脳神経外科(根岸町27-1)
④ 町田病院(木曾東4-21-43)
⑤ 鶴川サナトリウム病院(真光寺町197)
⑥ 鶴川記念病院(三輪町1059-1)
⑦ 町田胃腸病院(旭町1-17-21)
⑧ あけぼの病院(中町1-11-11)
⑨ 伊藤病院(原町田4-27-33)
⑩ 町田慶泉病院(小川1546-2)

2. 医薬品供給体制の充実

災害時に市が医薬品を調達・分配するうえでの拠点及びその調整役について、以下の2点を新たに規定しました。

- ①市庁舎に「町田市災害薬事センター」を設置
- ②医薬品分配の調整役「災害薬事コーディネーター」を任命

震災時に、市内の災害拠点連携病院・震災時医療拠点や避難施設で必要とされる医薬品類を、適切に調達し、分配することができます。

2 風水害・土砂災害時の避難対策を強化します

1. 避難施設開設運営対応手順の明確化

避難施設開設・運営の手順と役割分担を、これまでより明確化・時系列化しました。

今までより迅速な避難施設の開設が可能になります。

2. 避難勧告の発令基準の見直し

2014年9月に内閣府が発表した「避難勧告ガイドライン」を受け、市の発令基準を見直しました。

今までより正確な状況判断ができます。

3. 「指定緊急避難場所」の規定

洪水・土砂災害等の災害現象ごとに、避難先として危険ではないかを判別し、既存の避難広場等を見直しました。

市民が避難しようとする中で、かえって危険なところへ行かないような対策をします。

4. 屋内での避難行動

屋外へ出るのが危険な状況では「屋内で2階以上に上がる」のも避難だとして、市から呼びかけることとしました。



3 雪害対策を新たに定めます

1. 雪害対策の新設

これまで、風水害対策の一部として対応していましたが、雪害の特殊性から、「雪害対策」として別個に定めることとしました。これにより、除雪・情報配信・帰宅困難者対策、といったさまざまな対策を、降雪・積雪の度合いに応じて、全的に展開します。

また、除雪については市や関係機関のみで追いつかないことが想定されるため、市民の皆さんに協力を呼びかけることもあります。

降雪の度合いに応じて、適切に対策を展開します



2. 最悪の事態の想定

車の閉じ込めや家屋倒壊といった緊急事態に、消防署・消防団による救助・救出や、自衛隊による応援を要請することを想定し、対策をとります。

市にとってかつてない状況に陥っても、迅速な対応が可能になります

4 その他

1. 避難行動要支援者対策の充実

これまで、避難支援の対象者として、「身体障がい1級・知的障がい1度・要介護3以上」としていましたが、新たに「身体障がい2級・知的障がい2度」の方も対象として、「避難行動要支援者名簿」に記載します。

避難支援の対象を拡大します

2. 緊急輸送対策

災害時の緊急輸送対策では、市立総合体育館をその拠点として新たに定め、救援物資の集積・分配について明確化させるなど、対策を充実させています。

救援物資の効率的な調達・分配をします

3. 応急保育対策

保護者の被災や通っている保育園の被災により、保育・保護を受けられなくなった子どもに対し、市が応急的に保育を行うことを規定しました。

災害時に保育をします



3月に災害時協力協定を4件締結しました

東電タウンプランニング株式会社との協定

「広告付避難広場等電柱看板に関する協定」を3月3日に締結。電柱に掲載する広告看板の一部に、付近の避難広場の名称及び方向等を掲示します。



千寿産業株式会社(ホテルボール千寿閣)・相模原市との三者協定

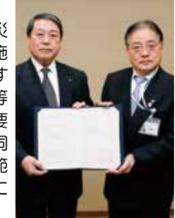
「災害時における施設等の提供協力に関する協定」を3月11日に締結。地震等の大規模災害で公共交通機関が運行停止した場合、市からの要請により、帰宅困難者の「一時滞在施設」として、町田駅近くのホテルボール千寿閣の一部スペースを提供していただきます。

川崎市との協定

「災害時における相互応援に関する協定」を3月11日に締結。災害時に「食料・飲料水・生活必需品等の提供」「避難施設等の相互利用」「児童生徒等の一時受け入れ」「職員派遣」について、相互に協力します。※その他の隣接する、多摩市・八王子市・相模原市・大和市・横浜市とは締結済みです

ベクセス株式会社との協定

「災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定」を3月25日に締結。大規模な災害時に、避難施設等に設置する仮設トイレ等を、町田市の要請に基づき同社が可能な範囲で優先的に供給します。



締結することで

不慣れた土地で被災した方でも、スムーズに避難することができます

町田駅周辺で帰宅困難者を保護できる一時滞在施設が増えます

市周辺地域での災害時の相互協力関係が強化されます。

市内の事業者からの調達により、供給の安定・強化が更に図れます

市では、上記以外にも、自治体、医療関係団体、建設業・運送業等事業者団体、飲料メーカー、百貨店・スーパー等、さまざまな団体・企業との災害時協力協定を締結しています。今後も災害時に備えて各団体との協力体制を強化していきます。

三輪緑山に応急給水施設が新設されました

三輪緑山に小規模応急給水施設が、東京都水道局により新設されました

地震等の災害発生直後に、飲料水を確保するための応急給水施設が、三輪緑山に建設されました。これにより、三輪地区の住民の皆さんにとって、震災時に飲料水を確保できる拠点ができました。



給水拠点配置図

施設名称	
① 寺田配水所	⑨ 野津田浄水所
② 大船給水所	⑩ 忠生公園応急給水施設
③ 鎌水小山給水所	⑪ 滝の沢浄水所
④ 南大沢給水所	⑫ 原町田浄水所
⑤ 小山田南小学校	⑬ 成瀬コミュニティセンター応急給水施設
⑥ 南野給水所	⑭ つくし野セントラルパーク応急給水施設
⑦ 小野路給水所	★ 三輪中央公園応急給水施設
⑧ 鶴川中央公園応急給水施設	※⑤はペットボトルで備蓄しています。

場所：三輪中央公園(三輪緑山3丁目2番地)

※市内及び近隣の給水拠点(浄水場・応急給水施設等)は、他に14か所あります。

